

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田慎也

理由

伊丹市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例第号）

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および第10条第1項」を「、第10条第1項および第18条」に、「災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付け」を「災害弔慰金の支給等」に改める。

第15条第3項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（伊丹市災害弔慰金等支給審査委員会）

第21条 法第18条の規定により、市長の附属機関として、伊丹市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 弔慰金および災害障害見舞金の支給に係る死亡または障害と災害との因果関係の判定に関すること。
- (2) 前号の判定に係る基準の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、弔慰金および災害障害見舞金の支給に關し必要な事項

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 識見を有する者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を  
退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必  
要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。